

# 越谷市中小企業融資のご案内

～事業に必要な資金の調達をサポート！～

中小企業融資の3つのメリットで  
創業や設備投資を計画的に進められます！

市のあつ旋による  
**低利率な融資**

支払利息への  
**利子助成**

最長10年間\*の  
**長期返済が可能**

※運転資金の場合

【越谷市中小企業融資】とは・・・

市内の中小企業の皆さんや、これから事業を始めようとする方が 必要とする事業資金について、低利な融資を受けやすくするために、取扱金融機関に対して融資のあつ旋を行う制度です。

※市が融資を行うものではありませんので、ご注意ください。

越谷市 環境経済部 経済振興課

令和7年(2025年)4月1日

	小 口 資 金	
	一般小口資金	特別小口資金(責任共有制度対象外)
融 資 対 象 者	(1)市税の滞納がないこと (2)市内に事業所を有する個人又は法人で、当該事業所において事業を営んでいる中小企業者であること (3)確定申告を1回以上行っている者であること 特別小口資金の場合は上記に加えて、下記の要件を満たす者であること (1)県内での事業歴が1年以上あること (2)従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)であること (3)市県民税の所得割・法人税割が課税されていること (4)埼玉県信用保証協会(特別小口保証以外)を利用中でないこと 注)詳細は埼玉県信用保証協会にご確認ください	
資 金 使 途	事業に必要な運転資金・設備資金	
融資限度額	2,000万円	2,000万円
融 資 利 率	年1.8%以内(実負担:年1.08%以内)	
利 子 助 成	普通利子額の40%	
担 保	不要	
連帯保証人	埼玉県信用保証協会の定めによる	
保 証 料	年0.45%~1.59% (特別小口は年0.8%以内)	
融 資 期 間	運転資金10年以内(据置1年以内)・設備資金12年以内(据置1年以内)	

	中 口 資 金	
	一 般 中 口 資 金	共 同 事 業 資 金
融 資 対 象 者	(1)市税の滞納がないこと (2)市内に事業所を有する個人又は法人で、当該事業所において事業を営んでいる中小企業者であること (3)確定申告を1回以上行っている者であること 共同事業資金の場合は上記に加えて、下記の要件を満たすものであること (1)市内に組合本部を有していること (2)組合構成員の3分の2以上が市内の中小企業者であること	
資 金 使 途	事業に必要な運転資金及び設備資金	共同事業又は環境整備事業に必要な運転資金及び設備資金
融資限度額	5,000万円	運転 5,000万円、設備 7,000万円
融 資 利 率	年2.1%以内(実負担:年1.26%以内)	
利 子 助 成	普通利子額の40%	
担 保	指定金融機関・保証協会との協議による	
連帯保証人	埼玉県信用保証協会の定めによる	
保 証 料	年0.45%~1.59%	
融 資 期 間	運転資金10年以内(据置1年以内)・設備資金12年以内(据置1年以内)	

	起業家育成資金(責任共有制度対象外)
融資対象者	(1)市税の滞納がないこと (2)下記の①から③のいずれかに該当する中小企業者 ①開業時に事業を営んでいない、ア、イのいずれかに該当するもの ア. 新たに市内で事業を開始する具体的な計画を有するもの 【個人】融資実行後1月以内に開業、【法人】融資実行後2月以内に開業 イ. 市内に事業所を有する個人又は法人で、事業開始後5年未満のもの ②事業の一部又は全部を譲渡し、ア、イのいずれかに該当するもの ア. 新たに市内で事業を開始する具体的な計画を有するもの イ. 市内に事業所を有する法人で、事業開始後5年未満のもの ③①イの個人が新たに市内に会社を設立し、当該会社に事業の一部又は全部を譲渡した場合で、当該個人による事業開始後5年未満の法人 (3)創業計画が堅実である又は確定申告を1回以上行っているもの
資金用途	事業に必要な運転資金・設備資金
融資限度額	3,500万円
融資利率	年1.6%以内(実負担:年1.04%以内)
利子助成	普通利子額の35%
担保	不要
連帯保証人	埼玉県信用保証協会の定めによる
保証料	年0.70~0.80%
融資期間	運転資金・設備資金10年以内(据置1年以内)

- ◆資金用途 ※下記の経費をはじめとする「事業に必要な資金」に限られます
- 運転資金…原材料の購入費、給与の支払資金、商品の仕入れ資金 など
  - ×借入金や税金の支払資金、プロジェクト資金等の投機的資金 など
  - 設備資金…市内に設置する、機械装置や車両・運搬具、工具・備品の購入費 など
  - ×土地・住宅・乗用車、融資対象者以外が使用する設備、代金支払い済みの設備 など

◆複数回融資を受ける場合の注意点

①重複利用について

下記の条件を満たす場合、複数回の融資利用(「重複利用」)が可能です。

- ・既存融資の償還が良好であること。
- ・各資金の融資限度額を超えないこと。

②借換融資の利用について(起業家育成資金は対象外)

下記の条件を満たす場合、既存融資について、1回に限り、「借換融資」を利用できます。

- ・既存融資の実行から1年が経過し、償還が良好であること。
- ・既存融資残高と必要な新規運転資金の合計が、各資金の融資限度額を超えないこと。
- ・現に融資を受けている金融機関を利用すること。

## 1. 融資の申込みから実行までの流れ

- ・事前相談…各融資制度の申込み前に、融資の借入先となる取扱金融機関に対して、融資条件等に関する事前相談を行ってください。
- ・書類受付…経済振興課に必要書類を提出してください。  
必要書類は経済振興課窓口のほか、市HPにて配布・公開しています。
- ・現地調査…事業実態の確認のため、市職員による現地調査を行います。
- ・斡旋依頼…市による資格確認が完了した後、融資の借入先となる金融機関に対して融資のあっ旋依頼を行います。
- ・融資審査…取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会による融資審査を行います。  
審査の結果、融資が行われない可能性もありますのでご注意ください。
- ・融資実行…融資審査が完了した後、取扱金融機関により融資が実行されます。設備資金をご利用の場合、速やかに見積書と同じ設備を設置し、設備設置完了届を市へ提出してください。  
※取扱金融機関は、融資内容を書面にて市に報告してください。

## 2. 利子助成

当市では、市融資制度利用者が支払う利子の一部に対して助成を行います。

[1] 利子助成対象者には、年に1度(3月上旬頃)、申請手続について通知します。

通知に記載の提出期限までに、経済振興課へ申請書をご提出ください。

[2] 次の方は、利子助成の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①返済状況が良好でない方
- ②代位弁済の請求が行われた方
- ③助成額が100円未満の方
- ④市内において事業を行わなくなった方(市外への転出等)
- ⑤各資金に定める融資期間の上限を超過した方

※予算の状況により、利子助成率は変更となる可能性があります。

## 3. 指定金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、栃木銀行、足利銀行、常陽銀行、群馬銀行、千葉銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、城北信用金庫  
※越谷市内の支店のご利用をお願いします。

## 4. お問い合わせ

### ①融資制度に関する相談

⇒越谷市環境経済部 経済振興課

TEL 048—967—4680 住所 越谷市越ヶ谷4丁目2-1 第3庁舎4階

### ②経営・創業に関する相談(予約制 TEL:048—967—2424)

⇒ビジネスサポートセンターこしがや

住所 越谷市東越谷1-5-6

相談日 月曜日～金曜日(9時～12時/13時～16時)